

随意契約理由書

1 業 務 名	大阪建設部管内の地下構造物に関する調査研究及び委員会運營業務（2025年度）
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速先進技術研究所
3 随意契約理由	<p>本業務は、淀川左岸線延伸部のトンネル区間（開削トンネル・シールドトンネル）を対象に、同路線への適用を目指して、明色アスファルト舗装や自己治癒コンクリートに関する調査研究及び実験的検討、災害時避難誘導に関する調査及び検討を行うものである。また、上記のように実績やノウハウが十分ではない材料の適用については、淀川左岸線延伸部の各委員会の審議の結果を踏まえた検討が必要不可欠であることから、併せてトンネルに関する技術的な検討を行っている有識者による委員会運営等を実施するとともに、淀川左岸線の防災進捗を関係者間で確認する防災進捗報告会の開催、運営をするものである。検討にあたっては有識者による委員会を組織し、難易度の高い技術的課題に対して、委員会審議を行いながらその内容を適切に反映しつつ検討を進めていくものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <p>①都市高速道路建設時点における地下構造物の舗装構成の検討手法・コンクリート技術を熟知していること</p> <p>②当社の道路構造物に係る有識者委員会の組織及び運営等の実績を有し、その審議内容を把握した上で合理的な検討を実施できることが求められる要件となる。</p> <p>一般財団法人阪神高速先進技術研究所（以下、「当該法人」という）は、</p> <p>①「トンネル内の舗装構成検討業務」（平成22年11月）にて、阪神高速道路淀川左岸線（1期）のトンネル内舗装のライフサイクルコストを算定し、舗装構成の検討を行っており、「大阪建設部管内の地下構造物に関する調査研究及び委員会運營業務（平成30年度）」と「大阪建設部管内の地下構造物に関する調査研究及び委員会運營業務（平成31年度）」にて、舗装構成の基本的な検討</p>

と適用に向けた実験計画やコンクリート技術に関する調査研究（セグメント・コンクリート舗装）を行うなど、都市高速道路建設時点における地下構造物の舗装構成の検討手法・コンクリート技術を熟知している

②「平成23年度大和川線委員会等実施業務」にて阪神高速道路が主催する「大和川線トンネル技術委員会シールドトンネル幹事会」、「大和川線トンネル防災進捗報告会」の運営、資料作成補助等の実績を有している。「大阪建設部管内の地下構造物に関する調査研究及び委員会運営業務(平成31年度)」においても、トンネル技術検討会や淀川左岸線トンネル防災安全委員会にて運営実績を有している。

また、阪神高速道路の技術審議会の委員および顧問をメンバーに含めた技術委員会を既に有しており、淀川左岸線延伸部の各委員会の内容を把握した上で合理的な検討を実施できる (<https://www.hit.or.jp/aboutus/tech.html>) ことから、手戻りなく効率的な業務遂行のためには、当該法人が有する知識・経験及び土木工学に精通した学識者等により構成された有識者委員会の委員が不可欠である。

本業務に求められる要件を有している者として当該法人を特定して、当該法人以外の参加者の有無を確認する公募手続を実施したところ、応募者は無かった。

よって、当該法人は上記要件を具備する唯一の者であると認められる。

以上より、本業務は阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号に該当するものとして、当該法人と随意契約するものである。

以 上

阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。